

JAF 審判員の心構え

JAF 審判委員会

JAF 審判員規程第 2 条(認定審判員の役割)ならびに細則第 3 条(審判員の責務)に掲げる各項を遵守して厳正な審判活動を行うために、以下の審判員の心構えをまとめて国内の各競技会において確認していくこととします。これにより認定審判員の信頼向上に努めるものとする。

1. 審判員の責務

<ul style="list-style-type: none">❖認定審判員の自覚と誇りを持って審判にあたること<ul style="list-style-type: none">・審判員としての言動が周囲に与える影響を自覚し、日常から自分の言動に配慮する。SNS 上では、審判活動についてのコメントや映像は原則掲載しない。・日々練習に励んでいる選手に対して敬意を持って審判を行う。・模擬審判員席で許可なくビデオ撮影を行うなど、審判の立場を私的に利用しない。❖最新の「JAF エアロビック公式競技・採点規則」を遵守し、公正な審判を行うこと<ul style="list-style-type: none">・すべての選手に対して常に中立的立場に立ち、特定の選手や団体に対するバイアス行為と見られる審判をしない。・自己の認識や価値観に頼る偏った審判をしない。・常に講習会、研修会、JAF 公式 HP 等の最新の情報を積極的に収集する。❖審判員の権威を利用した言動をしないこと<ul style="list-style-type: none">・競技会場はもとより、それ以外でも自分が関連する選手や団体が優位になる発言や特定の選手や団体を貶める発言をしない。・競技会後に、採点結果に対する独断的な分析を選手やコーチに話さない。・大会にノミネートされた審判であることを自ら吹聴しない。❖競技会では審判員は独立して審判を行うこと<ul style="list-style-type: none">・公式な会議や打ち合わせ以外では、審判員の間で具体的な選手名を出して会話をしない。・上級の審判資格であることを理由に他の審判員に指示をしたり、圧力をかけない。・公式な会議や打ち合わせ以外では、審判員の間で採点内容に関する個人的な見解を言わない。

2. 表彰項目

内容	表彰
・年間を通じて数多くの大会審判をし、自己研鑽を怠らず、他の審判の模範となるような審判活動を行った場合	“Judge of the Year”として、年度末に審判委員会より表彰
・長年にわたり、審判員活動を通じて連盟の発展に寄与し、著しく功績のあった審判員	“功労賞”として、連盟より表彰

3. 罰則項目

内容	罰則
・採点内容において重大な過失、または上記に関する責務の違反行為があった場合。	戒告又は半年間*の審判停止
・前項の過失、責務の違反行為が 2 回目の場合、または過度の違反行為があった場合。	1 年間*の審判停止
・責務の違反行為が故意かつ悪質と判断された場合	審判登録の抹消

* : 委員会からの通達日を起算日とする。